

令和6年度決算に基づく健全化判断比率

(単位: %)

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	備考
—	—	5.3	—	
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)	早期健全化基準
(20.00)	(30.00)	(35.0)		財政再生基準

1 ()内は、市町村早期健全化基準及び財政再生基準。(施行令第7条・第8条)

2 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は「—」表示

資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	⑤資金不足比率	備考
古座川町簡易水道事業会計	—	経営健全化基準 20%

1 資金不足額がない場合は、「—」表示